



石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年9月

作業計画の立案と周知、作業方法の掲示

- ④作業計画（作業方法・順序等）を作成
- ⑤（下請業者がいる場合）作業計画を説明
- ⑥★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け



講師 子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] ）

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成

元請業者

下請業者等

■ レベル3 建材でも作業計画を作成

<計画事項>（大防法）

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法

<計画事項>（石綿則）

- ・ 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
- ・ 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ・ 石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

※千葉県の例

※Excel形式でも公開されています

<作業計画(元請業者用)>

記載事項		記載欄
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	代表者氏名(法人の場合)	
特定工事の場所		
作業の種類、実施期間及び方法	作業の種類	大気汚染防止法施行規則 別表第7
	実施期間	
	方法	
特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	特定建築材料の種類	
	使用箇所	
	使用面積	
特定工事の工程の概要		
建築物等の概要、配置図及び付近の状況		建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物 配置図及び付近の状況は、別添のとおり
元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名	
	連絡場所	
下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ※下請負人が作業を実施する場合のみ記載	氏名	
	連絡場所	

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

特定工事:特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
作 業:特定粉じん排出等作業

⑤ (下請業者がいる場合) 作業計画を説明

元請業者

- 下請契約時作業計画を説明する。除去事業者は関係労働者に周知する。

＜下請説明事項＞（大防法）

- ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法

＜関係労働者周知事項＞（石綿則）

下請業者等

- ・ 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
- ・ 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ・ 石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

- 石綿含有建材の除去作業がある場合は、作業方法等も掲示する。

【作業方法等の掲示】

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に**日本産業規格 A 3 以上の大きさ**の掲示板を設けること。

＜掲示事項＞

- ・ 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

※事前調査結果と合わせて掲示で可

⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け

元請業者

下請業者等

■ 事前調査結果（石綿の有無）を現場に掲示し、写しを備え付ける

【事前調査結果等の掲示】（石綿則）

- 事業者が行う事前調査結果等の掲示は、労働者が見やすい箇所に掲示。

<掲示事項>

- ・ 調査終了日
- ・ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。）
- ・ 部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠

【事前調査結果等の掲示】（大防法）

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等の掲示は、**日本産業規格 A 3 以上の大きさ**の掲示板を設けることにより行う。

公衆に見やすいように掲示

<掲示事項>

- ・ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 事前調査の方法
- ・ 事前調査の結果
- ・ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

※レベル3建材があった場合作業方法等も掲示。

レベル1・2届出対象

※千葉県の場合

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象) ※掲示の大きさはA3以上

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:

届出

調査終了
看板表示
解体等工事期間

石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間

調査方法

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象) ※掲示の大きさはA3以上

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:

調査終了年月日	年月日
看板表示日	年月日
解体等工事期間	年月日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	年月日

調査方法の概要(調査箇所)

調査結果の概要[部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠]

【石綿含有あり】

【石綿含有なし】

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	
使用する資材及びその種類	
備考:	

発注者または自主施工者
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)

住所

元請業者(工事の施工者かつ調査者)
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)

住所

現場責任者氏名
連絡場所 TEL

を石綿作業主任者に選任しています。

調査を行った者(分析等の実施者)
氏名又は名称及び住所

その他事項
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

レベル3届出非対象

※Excel形式でも公開されています

石綿なし

調査結果の概要[部分と石綿

石綿除去等作業

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	
集じん機種・型式・設置数	
排気能力(m ³ /min)	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	
使用する資材及びその種類	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	
備考:	

工事の施工者かつ調査者
は代表者の氏名)

た者(分析等の実施者)

その他事項
石綿含有なし」に記載された○数字
す
分析 ④材料製造者による証明

※環境省・厚労省マニュアルの例

レベル1・2届出対象

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
届出先及び届出年月日	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査板表示日	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	住所
解体等工事期間	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	現場責任者氏名
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	連絡場所 TEL

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注1}

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
調査板表示日	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査板表示日	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	住所
解体等工事期間	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	現場責任者氏名
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	調査板表示日	令和○○年○○月○○日	連絡場所 TEL

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査
【調査箇所】建築物全体(1階～3階)

調査結果の概要(部分と石綿含有)

【石綿含有あり】
1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル
1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)
エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル

【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」
1～4階 トイレ内PS 保温材③
1～4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキ

石綿除去等作業(注)

石綿含有建材(特定建築材料)の種類	石綿含有有形成板等
種類・型式・設置数	(例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。
排気能力(ml/min)	石綿含有仕上塗材
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	(例)剥離剤併用手工具クレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。
使用する資材及びその種類	剥離剤併用手工具クレン工法、外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	養生用シート(厚さ:0mm)、接着テープ等
備考:その他の条項等の届出年月日	

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上、注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の)

レベル3届出非対象

石綿なし

事前調査結果の報告を行っております。^{注1}

調査者(解体等工事の施工者かつ調査者)
名称(法人にあっては代表者の氏名)
株式会社 代表取締役社長 ○○○○

調査を行った者(分析等の実施者)
名称及び住所
Asbest調査診断協会登録者
○○○ 会員番号 ○○○○
東京都○○区○○-○○
施設名
環境分析センター 代表取締役社長 ○○○○
○○○ 登録番号 ○○○○
玉環○○市○○-○○

その他事項
の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下を裏書きする
設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
届出年月日

図 4.6.2 石綿含有有形成板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※揭示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.3 石綿使用なし記入例 ※揭示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

● 掲示物は、作業者が確認できればいいんでしょ？

A3サイズの事前調査結果の表示

⇒公衆に見やすい位置に

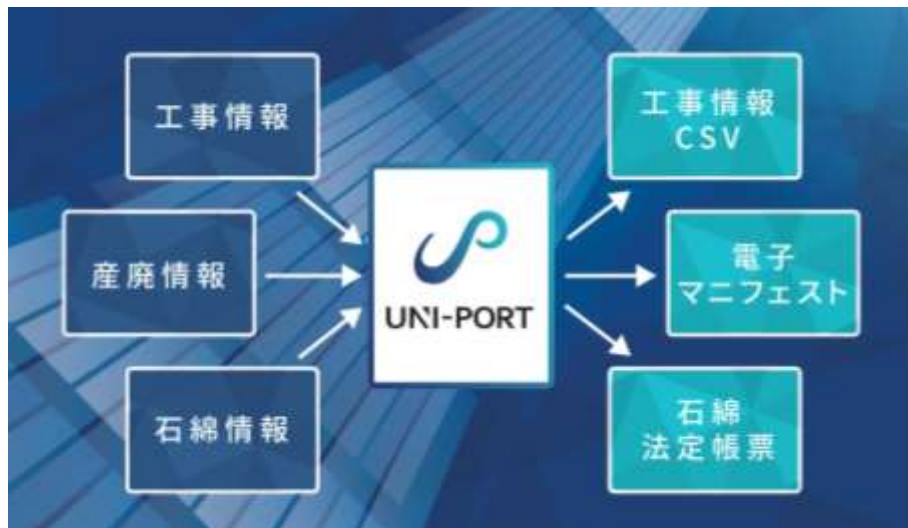
飲食禁止・作業主任者の責務など4点

⇒労働者の見やすい位置に（除去部分の入口でよい）



■ UNI-PORTなら石綿情報と工事情報と紐づけて登録、法定必須書類をシステム上で簡単作成

システムの概要



青字はUNI-PORTでできる部分

見積段階	現場ごとに必要な対応	誰が？	UNI-PORT
着工前	① ★調査、記録を保管	元請業者 / 下請業者等	UNI-PORT
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	UNI-PORT
	③ ★(2022.4～) 100万以上改修は電子報告	元請業者	UNI-PORT
工事中	④ 作業計画(作業方法・順序等)を作成	元請業者 / 下請業者等	UNI-PORT
	⑤ (下請業者がいる場合) 作業計画を説明	元請業者	UNI-PORT
	⑥ ★調査結果(有無)を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	UNI-PORT

解体・リフォーム・改修事業者のための
アスベスト情報ナビ

by **CE:SI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構

<https://asnavi.cersi.jp/>

解体・リフォーム・改修事業者のためのアスベスト情報サイト

アスベスト情報ナビ by **CE:SI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構

コラムを検索する



トップページ

コラム

イベント

動画

石綿に関するご相談

トップページ > イベント一覧

イベント / EVENT

受付中

事前調査実践セミナー

開催日

毎週月・水・金 13:00~15:00 / 17:00~19:00

「事前調査はどうすれば良い？」の声に応える！事前調査実践セミナー【石綿調査者】

受付中

石綿スキルアップ講習
仕事がわかる
セミナー

開催日

毎週火曜 13:00~15:00 / 17:00~19:00

【現場での作業がわかる】石綿作業主任者の仕事がわかるセミナー

コラムを検索



- #石綿管理
- #石綿
- #産廃物管理
- #産廃物
- #法令
- #コンプライアンス
- #建築
- #廃材
- #効率化
- #現場管理
- #ツール
- #リモート作業
- #資格
- #ハウツー
- #豆知識

カテゴリー

石綿・産廃物管理について >

DX・IT導入について >



石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年9月

作業計画の立案と周知、作業方法の掲示

- ④作業計画（作業方法・順序等）を作成
- ⑤（下請業者がいる場合）作業計画を説明
- ⑥★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け



講師 子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] ）